

# 獣医師免許をお持ちの皆様へ

令和4年12月31日現在の状況を、  
お住まいの都道府県に届け出てください。

- 獣医師には、獣医師法第22条に基づく  
**2年ごとの届出が義務付けられています。**
- **令和4年度は届出が必要です。**
- **届出様式に必要事項を記入の上、  
令和5年1月1日から1月31日までに、  
お住まいの都道府県に提出してください。**



※届出様式や記載方法は農林水産省HP

(下記URL又は左上のQRコード)に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

オンラインで届出ができるよう  
になりました! 詳しくはこちら

注) 初期登録に最大1週間程度かかります

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 本届出は獣医師の分布、就業状況等を的確に把握したり、獣医療に関する通知等の情報配信等のために利用されます。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、  
変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。  
詳細は、農林水産省HP(下記URL等)に掲載しています。  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>



農林水産省 消費・安全局  
畜水産安全管理課獣医事班